

院内保育園利用規程

平成 28 年 4 月 1 日

改正 令和 2 年 6 月 1 日

改正 令和 4 年 2 月 25 日

(目的)

第 1 条 この規程は、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院（以下「法人」という。）が設置する院内保育園（以下「保育園」という。）の利用に関し必要な事項を定め、職員の円滑な利用を促すことを目的とする。

(対象者)

第 2 条 保育園に入園又は利用できる子は、法人が雇用する医師、看護師の子であり、生後 57 日目から小学校就学前までの健康な乳児・幼児とする。

2 保育園は、病児保育は行わない。

3 感染性疾患の可能性がある場合は、直ちに受診し発病時は登園禁止とし、再登園は診断書提出のうえ、医師の指示に従う事とする。

(施設の名称及び所在地)

第 3 条 保育園の名称及び所在地は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 名称 地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院院内保育園ドルフィンキッズ

(2) 所在地 千葉県旭市イの 1342 番地

(施設の概要)

第 4 条 保育園の構造及び面積は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 建物の構造 鉄筋コンクリート

(2) 総のべ面積 621.32 m²

(定員)

第 5 条 保育園の定員は、60 名とする。

(開園時間)

第 6 条 保育園の開園時間は、7 時 30 分から 18 時 00 分とし、夜間保育の実施日においては、24 時間開園とする。

2 夜勤時の前後 8 時間は、保育園の利用は可能とする。

(入園手続き)

第 7 条 入園を希望する職員は、保育園利用申請書を主管部署に提出し、主管部署

より概ね 1 ヶ月前までに保育園運営会社に事前に通知するものとする。

(利用料金)

第 8 条 利用料金は、月額を 20,000 円(内訳：保育料 10,000 円、給食料 8,000 円、雑費 2,000 円) とし、毎月末日で締め、翌月の給与から控除するものとする。(2 人目以降の保育料は、半額の 5,000 円に減免する。)

2 突発的な対応としての一時保育料は、1 日 1,000 円とする。ただし、一時保育は 1 か月 4 回までとする。

(保育園に対する勤務表の提出)

第 9 条 保育園を利用する職員(以下「利用者」という。) は、勤務表ができ次第、翌月の保育園利用日程を出席確認表に記入して毎月 25 日までに保育園に提出しなければならない。保育園運営会社は、提出された保育園利用日程をもとに 1 か月間の保育スケジュールを計画し、運営しなければならない。

(保育園利用に関する変更の通知と義務)

第 10 条 利用者は、事前に提出した保育園利用日程に変更が生じた時は、3 日前までに保育園に通知しなければならない。著しく連絡の義務を怠った利用者又は相当の期間をもって注意を促したにもかかわらず、改善の意思が認められない利用者は、退園とする。

(私的利用の禁止)

第 11 条 保育園は、乳幼児をもつ職員の労働環境を十分に保全することにより患者に対する更なるサービスの向上と意欲的な仕事への参加を促進するため設置した施設であって、私的な事情により利用してはならない。ただし、休日利用の特例として月 1 回程度は、勤務しない所定休日等であっても保育園を利用することができる。利用に関しては、所属長の許可を受け翌月の出席確認表と合わせて勤務外利用申込書に記入の上、27 日までに保育園に提出しなければならない。

(緊急時の連絡)

第 12 条 保育園運営会社は、保育中に児童の怪我、事故、容態異変等があった場合は、即時に主管部署に連絡するものとする。夜間等、主管部署に連絡がつかない場合は、病院内の各部署の長、保護者に連絡をしなければならない。また、保育園運営会社は、その責任において主管部署と連絡を取り合い、最善の対応を実行しなければならない。

(退園手続き)

第 13 条 退園を希望する職員は、1 か月前を目処に保育園退園届を主管部署に提出しなければならない。主管部署は確認後、速やかに保育園運営会社に通知するものとする。

（個人情報の保護）

第 14 条 保育園利用に伴う個人情報は、関係法令に基づき保育園運営にのみ利用するものとする。

（保育園利用に関する利用者の責務）

第 15 条 利用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

（１） 利用者は、児童の持病、体質等に関する情報を事前に申告すること。

（２） 利用者は、児童の毎朝の体調等を保育園運営会社スタッフに連絡し、児童の安全に努めること。

（３） 利用者は、この規程を遵守し、怪我、事故等の未然防止に協力すること。

2 この規程を無視した利用により児童の健康が損なわれたり、怪我又は事故に見舞われた場合は、利用者の責任において対応するものとする。

（その他）

第 16 条 この規程に定めるもののほか、保育園の利用に関し必要な事項は、法人が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 6 月 1 日改正）

この規程は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 2 月25日改正）

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。